

# 報道資料

## 日本学術会議「法人化」法案に関する要点整理

(ジャーナリスト／報道関係者向け資料)

### 1. これまでの経緯

- 1949年: 日本学術会議、戦後民主主義の象徴として設立(国の特別機関)。
- 1983年: 公選制から推薦制(首相任命)へ変更。
- 2020年: 菅首相が推薦された6名の会員任命を拒否、学术界・世論で問題化。
- 2021~2024年: 政府・内閣府主導で「法人化」検討。有識者懇談会設置。
- 2025年3月: 政府、学術会議の特殊法人化法案を閣議決定。
- 2026年10月: 施行予定(現行法廃止・新法適用へ)。

### 2. 法人化の趣旨(政府の説明)

- 目的: 独立性・自律性を確保しつつ、柔軟で効率的な運営体制を確立。
- 主な変更点:
  - 組織: 会員選定は総会が決定、首相任命権は廃止。
  - 評価: 内閣府設置の「評価委員会」による定期的な監督。
  - 財政: 公費による支援は「予算の範囲内」に限定。自己資金調達の促進。

### 3. 学問の自由・独立性が担保されない理由

- 形式的独立の背後にある統制性:
  - 監事・評価委員会・助言委員会などに政府の関与が残存。
  - 運営計画・財務報告が実質的に政府監督下に置かれる。
- 財政依存のリスク:
  - 「中期活動計画」次第で補助金額が決定＝政府の裁量大。
  - 民間からの寄付・契約依存が増えることで、学術の中立性に影響。

- 守秘義務条項の導入：
    - 特定研究内容や議論の自由が制限されるおそれ。
    - 審議会型組織への転換懸念。
- 

## 4. 反対意見の論点

### ① 独立性の形骸化

法人化に伴い設置される「監事」や「評価委員会」などの外部組織は、政府(特に内閣府)からの任命や設置が想定されており、学術会議の業務や活動計画に対する監督機能を実質的に政府が担う構造となっている。これにより、表面的には首相の会員任命権が廃止されても、組織運営全体に対する政府の関与がむしろ強化され、独立性が制度上・運用上ともに大きく損なわれることが懸念されている。国の外に出ることで独立性が高まるとの説明とは裏腹に、実質的には「独立の看板を掲げた統制機関」に変質する危険性がある。

---

### ② 学問の自由の侵害懸念

法人化によって政府からの財政的自立が求められることになれば、補助金の査定や事業継続の判断が「中期活動計画」やその評価結果に左右され、政府の意向に沿った内容に「忖度」する圧力が生まれやすくなる。また、守秘義務の強化や監査機能の強化は、研究テーマや発言の自由を制限する「間接的統制」として機能しかねず、戦前の学問統制と同様の構図が再現されることが危惧される。学問の自由は、政治権力からの完全な距離が担保されてこそ成立する原理であり、この構造が崩れることで、知的営為の根幹が揺らぐことになる。

---

### ③ 国際的信頼の失墜リスク

日本学術会議は、各国のナショナルアカデミーとの国際連携の中核的存在であり、国家からの自律性が信頼の前提となっている。法人化によって、政府からの制度的・財政的な統制色が強まると、その独立性が国際的に疑義を持たれ、日本が国際共同研究や科学政策形成の場から孤立する懸念が高まる。特に、民主的統治や科学の自律性が重視される欧米の科学機関との対等なパートナー関係が揺らぎ、日本が「政治的に管理された科学機関」と見なされるようになれば、科学立国としての信用基盤が大きく毀損される可能性がある。

---

#### ④ 市民との距離が広がる懸念

学術会議の本来的な役割は、市民社会の立場から科学的知見をもとに中立的な政策提言を行うことであり、特定の利害関係者に迎合しない「公益性」がその価値の核心である。しかし法人化後、財源確保のために政府・企業との関係を強化せざるを得ない構造が生まれれば、学術会議が「市民のため」から「体制のため」へと変質する懸念が強い。環境政策や原発問題、防衛研究などの敏感な領域では、特にその中立性が重要視されており、信頼の失墜は社会との断絶をも意味する。

#### ⑤ 任命拒否問題との連続性

2020年に菅政権下で発生した6名の会員候補に対する任命拒否は、政府による学術人事への政治介入として国内外で大きな波紋を呼んだ。今回の法人化法案は、その延長線上にあると捉えられており、「制度改革」の名の下に、批判的知見を封じ込めるための構造的装置として機能する懸念が根強い。政府が望む形の「従順なアカデミー」への転換であるとの見方があり、任命拒否問題に対していまだ解決策を提示しないまま、制度的改変だけが進められることは、学問と民主主義に対する根源的な信頼を損なうものだという批判がある。

## 【検証】日本学術会議「法人化」の行方——独立性は守られるのか

政府が2025年3月に閣議決定し、国会に提出した「日本学術会議法人化法案」を巡り、波紋が広がっている。これまで「国の特別の機関」として設置されてきた日本学術会議を、2026年10月をもって特殊法人に改組するこの法案は、表向き「独立性と自律性の強化」を掲げるが、実態はむしろ政府の統制を強める構造ではないかという懸念が相次いでいる。

法案の概要によれば、会員の選考は学術会議内部の選定委員会を通じて行われ、首相による任命は廃止される。一見、政治介入を排除したように見えるが、その一方で「監事」や「評価委員会」など、政府が任命権を持つ外部組織が多数設置される。さらに、学術会議の業務方針は6年ごとの「中期計画」に基づき、評価委員会の意見に従って修正される仕組みとなる。つまり、政府による間接的な運営関与が制度化される格好だ。

学問の自由に対する不安も大きい。法人化によって国庫からの安定的な支援が不透明となり、活動資金の一部を外部調達に依存する形となれば、政府や企業の意向に「忖度」せざるを得なくな

る可能性がある。特に軍事研究や原発政策など、政治的に敏感なテーマで中立性が揺らげば、学術の本来の役割が失われかねない。

さらに、法人化は日本の国際的な学術的信用にも影を落とす。日本学術会議は、各国のナショナルアカデミーと並ぶ「知の代表機関」として国際的な信頼を得てきたが、政府主導の運営色が強まれば、対等なパートナーシップが損なわれ、共同研究の機会や国際的な政策提言の場での影響力が低下する恐れがある。

市民社会との関係性の変質も懸念される。学術会議は、市民の側に立って科学の知見をもとに政策提言を行うべき存在だが、法人化によって「政府寄り」の運営体制が強まれば、社会からの信頼を失いかねない。とりわけ、原子力・環境・安全保障といった分野での中立性は極めて重要である。

このような反対意見の背景には、2020年の「任命拒否問題」がある。当時の菅義偉首相は、推薦された6名の学術会議会員候補を任命しなかった。理由は明らかにされず、説明責任も果たされていない。今回の法人化法案は、こうした政府の学術介入への動きを制度として定着させようとするものではないか、という根強い疑念がある。

学術会議の存在意義は、国家の短期的な政策に左右されず、長期的視野から科学的知見を提供する点にある。戦後、日本が掲げた「学問の自由」と「民主主義の知的基盤」を象徴する存在として、その役割を見失ってはならない。法人化の是非は、単なる制度改革にとどまらず、社会が知とどう向き合うのかという本質的な問いを突きつけている。

文責：藤森 弘（岡谷市議会議員）